

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策 異常家きんを発見した場合は早期通報

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策で異常家きんの早期発見・早期通報を徹底することは重要ですが、今シーズン家きんの所有者が異常家きんを発見していても本病を疑わず、通報が速やかに行われなかった事例がありました。

このようなことは、発生が確認された農場だけでなく、周辺の地域への本病のまん延を助長する原因となりかねず、迅速・円滑な初動防疫に支障を及ぼすこととなります。

また、通報が遅れた場合には、家畜伝染病予防法第58条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定により、患畜等に係る手当金及び特別手当金の全部又は一部の減額措置が講じられる可能性があります。

次の場合は速やかに通報しましょう

- ▶ 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となることを確認した場合
 - ※鶏舎等の設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外による事情が明らかな場合は除きます。
- ▶ 特定症状を確認した場合（別紙参照）
- ▶ 日々の健康観察を行い、特定症状や、通常みられない産卵率の低下、沈うつ等の異状がみられた場合
- ▶ 獣医師の診断等により他の疾病が疑われる場合であっても、本病の可能性を否定できない場合

飼養衛生管理基準を遵守して病気を防ぎましょう！

通報先は、岐阜県中央家畜保健衛生所

電話：058-201-0530 時間外・夜間・休日：090-7024-5269

【高病原性鳥インフルエンザの特定症状】



肉冠の出血・壊死



顔面の浮腫性腫脹



脚部皮下の出血



甚急性死亡例

(農研機構動物衛生研究部門HPより引用)

その他の症状として元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色（紫色）、咳、鼻水、下痢などがあります。急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合があります。